

新潟県選挙管理委員会規程第15号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年10月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
糸魚川市	(略)	(略)	糸魚川市	(略)	(略)
	(略)	(略)		<u>老人保健施設 な でしこ</u>	<u>糸魚川市大字竹 ヶ花457-1</u>
(略)			(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。